

重要事項説明書

訪問看護ナースソフィアにいかわ

(訪問看護及び介護予防訪問看護サービス)

訪問看護ナースソフィアにいかわ

重要事項説明書

〈 令和 5 年 9 月 1 5 日現在 〉

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業者の名称

法人の名称	ナースソフィア株式会社
代表者名	代表取締役 村井 敏美
事業所の名称	訪問看護ナースソフィアにいかわ
介護保険事業所番号	1 6 6 0 7 9 0 0 3 9
所住地	〒938-0012 富山県黒部市出島 977 番地 ハイムグリンデル 201 号室
連絡先	0 7 6 5 - 3 2 - 5 6 7 1
相談担当者	代表取締役 村井 敏美

2. ご利用事業所の従業員の職種、員数及び勤務形態

管理者	常 勤／看護師 1 名以上
看護職員	看護師又は准看護師 合わせて、常勤換算 2.5 名以上

3. ご利用事業所の営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日～土曜日の午前 9 時から午後 5 時 ※上記以外については、お問い合わせください。
休業日	日曜日 8 月 1 3 日～8 月 1 5 日、1 2 月 3 0 日～1 月 3 日

4. ご利用事業所の目的、運営の方針等

(1) 目的

指定訪問看護および指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気や怪我等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的としています。

(2) 運営の方針

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指して支援します。

事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 通常営業の実施地域

通常の事業実施地域は下新川郡朝日町・下新川郡入善町・黒部市・中新川郡立山町・中新川郡上市町・中新川郡舟橋村・富山市としますが、該当地域以外でもご希望の方はお問い合わせください。

6. 利用者様の個人情報の取扱いについて

(1) 当事業者はサービスを提供する上で知りえた利用者様及びそのご家族様等に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。

(2) 当事業者は、従事者が退職後においても、業務上知り得た利用者様及びご家族様等の秘密及び個人情報を保持すべき契約をします。

(3) 当事業者は、サービス提供の業務上、利用者様やそのご家族様等の個人情報をを用いる必要がある場合は必ず、あらかじめ文書による同意を得ることとします。

7. 個人情報の開示等

当法人が運営する事業所の利用者様は、利用者様ご本人及びそのご家族様からの申し出により、当法人が所有している個人情報の開示を求めることができます。又、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、当法人に対して当該個人情報の訂正、削除又は利用停止等を要求することができます。

尚、個人情報の開示のお求めには関しては、当社窓口にて申請をお願い致します。その際に、ご本人であることが確認できる書類が必要となりますので、予めご了承ください。又、以下の場合には、利用者様の個人情報の開示は行いません。

- ・本人を証明する書類がない場合
- ・請求内容が当社の個人情報データベースに存在しない場合
- ・本人又はご家族、後見人、その他の第三者の生命、身体、財産、その他の権利、利益を害する恐れがあると判断される場合
- ・他の法令に抵触することとなる場合

8. 訪問看護（予防）サービスについて

(1) 訪問看護の内容について

- ①病状・障害等の観察
- ②清拭・入浴援助等清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥カテーテル等の管理
- ⑦医療機器の管理
- ⑧緩和ケア
- ⑨ターミナルケア
- ⑩看取りの支援
- ⑪認知症患者の看護
- ⑫療養生活や介護方法の指導
- ⑬療養環境整備の支援
- ⑭その他医師の指示による医療処置
- ⑮服薬管理
- ⑯入退院時の共同指導

(2) 提供するサービスについて

- ① 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の指示書による指示に従います。
- ② 作成した訪問看護計画書は、利用者様に毎月その内容を説明し、提示いたします。提供したサービスに関しては利用者様の健康手帳に必要事項を記載いたします。
- ③ サービスの提供に当たっては、訪問看護計画書に基づき、介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努めます。
- ④ 主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を毎月提出します。
- ⑤ わからない点がありましたらいつでも担当職員に遠慮なくご質問ください。

(3) 担当の職員について

担当職員は常に身分証明書を携帯しております。求めに応じ、いつでも提示いたしますので、お気軽にお申し付けください。利用者様は担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。

(4) 担当職員・訪問日の変更について

利用者様側のご都合による訪問日の変更・中止につきましては、必ずご連絡ください。ただし、職員配置のスケジュール調整上、変更に応じることが困難な場合もありますので、あらかじめご了承ください。尚、「9. 利用料及びその他の費用の(3)の③」に規定するとおり、キャンセル料を頂く場合があります。

連絡先は TEL 0765 - 32 - 5671 です。

(5) 営業時間外の対応について

営業時間外の対応は、原則として 24 時間対応体制加算（医療保険）又は緊急時訪問看護加算（介護保険）のご契約者様に対するサービスとして実施致します。但し、以下に該当する場合には、訪問対応を行わないこともありますので、予めご了承ください。

- ・利用者様またはご家族様等からのご連絡内容により、訪問対応の必要が無いと判断される場合。又は、職員が対応方法をお電話でお伝えし、利用者様やご家族様等による対応が可能と判断される場合。
- ・利用者様が外出先等、契約書に記載頂いている住所地にご不在の場合。
- ・災害発生時や豪雨・降雪・路面の凍結・強風・高波等により訪問が不可能、又は、訪問を行うにあたって職員に危険が及ぶ可能性があるとして判断される場合。
- ・ご利用者様の所在地、又は、当事業所の所在地や職員の居住地に対して、避難準備情報・避難指示・避難勧告が出されている場合。
- ・対応の要請内容が災害救助や救命救急等、警察・消防・レスキューによる対応に該当すると判断される場合。

(6) 訪問看護職員に禁止している行為

当事業所では就業規則により、訪問看護職員に次の行為を固く禁止するものとします。

- ・医師の指示にない医療行為
- ・利用者様もしくはそのご家族からの金銭または物品の授受
- ・利用者様への訪問中におけるご家族への訪問看護サービスの提供
- ・利用者様もしくはそのご家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動
- ・利用者様の年金の管理、金銭の管理および貸借

※ 訪問看護師等は介護保険及び健康保険またはその他の法律上、利用者様の心身の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うことを責務と定められておりますので、これらの責務を逸脱する行為は当事業所としても認めておりません。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

9. 利用料及びその他の費用

(1) 料金表：別表参照（ 医療保険適用時：別表 1、介護保険適用時：別表 2 ）

利用料の額は、介護保険法または健康保険法等の厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。

(2) 利用者負担金

① 訪問看護を介護保険の適用にて利用する場合は次の通りとします。

別表のとおり、介護保険法に基づく額をお支払い頂きます。なお、公費負担がある場合は、その公費で定められた負担額とします。

ただし、介護保険を適用してサービスをご利用頂いた場合、介護保険法に定められる要介護度別区分支給限度基準額を超過するサービスは、超過分の全額が利用者様

の負担になります。この場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者様の同意を得るものとします。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に出し、差額の払い戻しを受けることができます。

尚、以下の場合、その他の利用料として別表の額をお支払い頂きます。

- ・訪問看護に連続して行われる死後の処置
- ・長時間訪問看護加算を算定できない方のサービス時間が1時間30分を超えた場合、その超えた時間数に対する料金

②訪問看護を医療保険の適用にて利用する場合は次の通りとします。

別表のとおり、健康保険法に基づく額をお支払い頂きます。なお、公費負担がある場合は、その公費で定められた負担額とします。

又、以下の場合、その他の利用料として別表の額をお支払い頂きます。

- ・訪問看護に連続して行われる死後の処置
- ・別表に定めた交通費
- ・営業日以外・時間外に訪問看護を行った場合
- ・サービス時間が1時間30分を超えた場合で、長時間訪問看護が算定できない場合

(3) 自費料金（その他の費用）

① 利用者様宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用は利用者様の負担になります。

② その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

③ 訪問予定間近の訪問中止のお申し出の場合、以下のとおりキャンセル料が発生します。ただし、「利用者様が緊急の受診や入院が必要になった場合」や「利用者様やご家族様が他者に影響を及ぼす可能性のある感染症等に罹患された場合」などのやむを得ない理由、又は、弊社側からサービスのキャンセルをご提案した場合はこの限りではありません。

ア. 訪問予定日の2日前	10割負担料金の30%
イ. 訪問予定日の前日	10割負担料金の50%
ウ. 訪問日当日	10割負担料金の80%
エ. 連絡なし	10割負担料金の100%

(3) 利用料のお支払いについて

利用料は原則として、毎月15日（15日が休業日の場合には翌営業日）までに先月分をご請求し、当月末日までに現金でのお支払い、又は、指定銀行への振込みをお願い

い致します。

ア．下記指定口座への振り込み

富山第一銀行 黒部支店 普通預金 口座番号 360442

ナースソフィア株式会社 代表取締役 村井 敏美

イ．金融機関口座からの上記口座への口座振替（振替日は別途指定）

10．緊急時の対応方法

利用者様の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を速やかに行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

11．事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者様のご家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村・県庁高齢福祉課等へ連絡をとり、必要な措置を行います。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- (3) 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

12．提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 なし

13．相談窓口、苦情対応窓口

当事業所においてご提供した訪問看護に対する苦情・相談に対しては、次の窓口にて速やかに適切に対応させていただきます。尚、苦情の申し立てにより不利益な取り扱いをすることはありません。

窓口	訪問看護ナースソフィアにいかわ (法人 代表取締役 村井敏美)	TEL 0765 - 32 - 5671 受付時間：9:00 ～ 17:00 (月曜日から金曜日)
----	--------------------------------------	---

尚、以下の公的機関においても、苦情申し出ができます。

国民健康保険 介護保険	富山県国民健康保険団体連合会	TEL 076 - 431 - 9833
市役所・ 保険組合等	新川地域介護保険組合・ ケーブルテレビ事業組合	TEL 0765 - 57 - 3303
	黒部市役所（市民生活部福祉課）	TEL 0765 - 54 - 2502
	入善町役場（保険福祉課）	TEL 0765 - 72 - 1100
	朝日町役場（健康課）	TEL 0765 - 83 - 1100
	魚津市役所（社会福祉課）	TEL 0765 - 23 - 1005

	中新川広域行政事務組合（介護保険課）	TEL 076 - 464 - 1316
	立山町役場（健康福祉課）	TEL 076 - 462 - 9996
	上市町役場（福祉課）	TEL 076 - 472 - 1111
	舟橋村役場（生活環境課）	TEL 076 - 464 - 1121
	富山市役所（福祉保健部介護保険課）	TEL 076 - 431 - 6111
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	TEL 076 - 432 - 3280

1 4. 虐待防止のための措置に関する事項

(1)虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②虐待の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。